

会

議

午前 10 時 0 分開会

○議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの議員は定足数に達しております。よって、平成28年11月下田市議会臨時議会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より22日までの2日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、13番 沢登英信君と1番 進士為雄君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月14日、第136回静岡県東部地区市議会議長会が富士宮市で開催され、副議長が出席いたしました。

この議長会では、富士宮市提出の「静岡県の医師不足の地域偏在の解消について」及び静

岡市提出の「地方単独事業による子ども医療費減額の支援推進について」の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案２件につきましては、11月１日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

また、次の137回静岡県東部地区市議会議長会の開催地を伊東市に決定いたしました。

11月１日に第151回静岡県市議会議長会定期総会が伊東市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、静岡大学防災総合センターの小山真人氏による「静岡県周辺の活火山の防災」をテーマにした講演会が行われ、次の会議では、会務報告の後、平成27年度会計決算認定及び平成28年度会計補正予算をそれぞれ認定、可決し、さきの東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む４件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります浜松市に一任することにいたしました。

11月９日、全国温泉所在都市議会議長協議会の第89回役員会が東京で開催され、副議長が出席いたしました。

この役員会では、会務報告と実行行動について審議し、役員会終了後、温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書を総務省、国土交通省等にて関係する大臣、衆議院及び参議院の議員に提出し、要望いたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月19日から20日にかけて、総務文教委員会が石川県金沢市の文化財の整備について、富山県氷見市の市庁舎についてを視察されました。また、11月７日から８日にかけて、産業厚生委員会が長野県上田市の健康づくりについて、企業誘致についてを視察されました。なお、視察報告書につきましては、次の定例会において配付いたします。

次に、姉妹都市訪問について申し上げます。

11月12日から13日までの２日間、私を団長として、議席番号が偶数の議員６名が山口県萩市を訪問し、産業についての情報交換を初め、行政事情を視察するとともに、両市の交流を深めてまいりました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

10月11日、大分県別府市の議員７名が下田まち遺産についてを視察されました。

次に、市長より地方自治法第180条第１項の規定により、車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について及び道路施設物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告２件があり、その写しを配付してありますのでご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総庶第182号。平成28年11月21日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成28年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成28年11月21日招集の平成28年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

下総庶第183号。平成28年11月21日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成28年11月下田市議会臨時会説明員について。

平成28年11月21日招集の平成28年11月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、企画財政課長 井上 均、総務課長 稲葉一三雄、市民保健課長 永井達彦、上下水道課長 日吉金吾。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎副市長挨拶

○議長（森 温繁君） ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許可いたし

ます。

○副市長（土屋徳幸君） 貴重なお時間をいただき申しわけございません。

副市長に就任いたしました土屋徳幸と申します。去る10月5日、当職に任命されまして、直ちにご挨拶を申し上げるべきところでしたが、なかなかその機会に恵まれず、本日この場において一言ご挨拶を申し上げさせていただくこととなりました。

このところ、当市においては課題が山積しており、このような状況の中、副市長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。もとより、浅学非才の身でございますけれども、全力をもって職務に取り組む覚悟でございます。どうぞ皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議第78号～議第81号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第78号から議第81号までを一括してご説明申し上げます。

初めに、本年度の人事院勧告の概要を説明させていただきます。

人事院は、本年8月8日に国会及び内閣に対し、平成28年度人事院勧告を、また静岡県人事委員会は、10月13日に県議会及び知事に対し、平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものとしたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上でも必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成28年度人事院勧告の概要についてご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。

給与改定に係る本市に関連する内容につきましてご説明させていただきます。

本年は公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、ボーナスのいずれも民間給与を下回っており、月例給につきましては棒給表の400円の引き上げを基本とし、平均改定率を0.2%とするものでございます。

なお、初任給は1,500円引き上げ、若年層においても同程度の改定とされております。また、再任用職員及び任期付職員についても引き上げるもので、平成28年4月から改定となるものでございます。

ボーナスにつきましては、勤勉手当を0.1カ月引き上げるとともに、再任用職員の勤勉手当0.05カ月の引き上げ、任期付職員の期末手当0.1月の引き上げが主な内容で、平成28年12月支給分からの改定となるものでございます。

また、扶養手当につきましては、平成29年4月から段階的に改定するもので、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額となるまで減額し、子に係る手当額の段階的引き上げも含まれております。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また情勢適応の原則にも配慮した上で、人事院勧告に準拠し、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

それでは、議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げますので、議案件名簿の1ページをお開きください。

下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、人事院勧告を勘案し、期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。

下田市議会議員の期末手当の支給率でございますが、今年度、12月支給分期末手当の支給月数を0.1カ月分引き上げ、1.75月に改めるもので、これに伴いまして、年間支給割合は3.2月となるものでございます。

さらに、平成29年度以降の期末手当につきましては、6月を1.45カ月から1.5カ月とし、12月を1.7カ月に改めるものでございますが、年間支給割合は平成28年度と同じになるものでございます。

また、期末手当の支給割合の経過と今回の改正案につきましては、1ページ下段の表のとおりで、直近の市議会議員の期末手当の支給割合は平成26年、平成27年度とも、増額の勧告

を見送っているところでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の2ページ、3ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正されたところでございます。今回の条例改正の組み立て方につきましては、期末手当の配分調整がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただいております。

第1条関係は、第4条の期末手当の改正で、第4条第2項中、100分の165を100分の175に改めるものでございます。

第2条関係は、第4条第2項中、100分の145を100分の150に改め、100分の175を100分の170に改めるものでございます。

議案件名簿2ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、公布の日から施行とし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げますので、議案件名簿の3ページをお開きください。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく給与表の額の勤勉手当の支給率の改定並びに扶養手当の見直しを行うもので、議案件名簿4ページから9ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の4ページをお開きください。

上段に記載してあります給与表関係でございます。

人事院勧告に基づき平均0.19%引き上げるもので、初任給については1,500円引き上げ、若年層においても同程度の改定となっております。

また、年齢が上がるに従い改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっております。

1級の改定率は0.6%、2級は0.27%、3級は0.14%、4級は0.12%、5級は0.11%、6級は0.10%の改定率となるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、説明資料4ページ中段をご覧ください。

期末・勤勉手当につきましては、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.1カ月分引き

上げ、「0.9カ月」に改めるもので、これに伴いまして、期末・勤勉手当の年間支給割合は4.3カ月となるものでございます。

さらに、平成29年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期におけます勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして、それぞれ「0.85月」に改めるものでございます。

なお、期末・勤勉手当の支給割合の経過と今回の改正案につきましては、表のとおりとなっております。

扶養手当につきましては、配偶者は段階的に引き下げ、平成30年度は6,500円に、子は段階的に引き下げ、平成30年度は1万円に引き上げるもので、職員に配偶者がいない場合の規定も段階的に廃止するものとなっております。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の5ページから12ページにかけてご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます、これ以後のページも同様でございます。

今回の条例改正の組み立て方につきましては、勤勉手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただいております。

第4条第1項は字句修正、第19条第2項は勤勉手当の割合「100分の80」を「100分の90」に改めるものでございます。

次に、別表第1給与表の改正でございますが、1級は1,500円から97号給の500円までの幅で、2級は1,500円から125号給までの400円までの幅で、3級は1,200円から101号給の400円の幅で、4級は700円から101号給までの400円の幅で、5級につきましては600円から97号給400円の幅で、6級は600円から100号給400円の幅で引き上げるものでございます。

続きまして、一部改正条例の第2条関係でございますが、条例改正関係等説明資料の11ページ、12ページをお開きください。

第8条第2項につきましては、扶養親族に関する規定で、第3号は子と孫の額が平成29年度より異なるため、孫に関する規定を追加したもの、また年齢表示につきましては、満年齢であることを明確にする改正を行っております。

13ページ、14ページをお開きください。

第3項は扶養手当の月額を子は1万円、他の扶養親族は6,500円に改正するものです。

第9条第1項の「該当する」を「掲げる」に改めるのは字句修正、括弧書きを削るのは、

配偶者が、配偶者のいないときの加算がなくなるためのもの、第2号の括弧書き内の改正は、第8条第2項、第3号を加えたことによる号のずれに伴うものでございます。

第3号及び第4号は、配偶者のいないときの加算がなくなるため、削るものでございます。

第9条第2項は、新規採用職員や職員に新たに届け出が必要となった場合の規定で、規定内容に変更はなく、文章表現及び字句等を修正したものでございます。

第9条第3項は、支給額を改定する場合の規定で、第9条第1項第3号及び第4号を削ったことに伴い、不用となる規定を削るとともに、支給額を改定する場合を第1号から第3号に明記するものでございます。

15ページ、16ページをお開きください。

第19条第2項は、勤勉手当の支給率を「100分の90」から「100分の85」に改めるものでございます。

それでは、議案件名簿8ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項及び第2項は、この条例の施行期日を定めておりまして、附則第1項はこの条例の公布の日から施行するもので、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例、別表第1の規定は平成28年4月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

附則第4項は、扶養手当に関する特例を定めたもので、平成30年度に向けて段階的に改定するため、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの手当額を特例として定めるものでございます。

条例関係等説明資料4ページをお開きいただき、下段の表、扶養手当をご覧ください。

附則第4項では、表の29年度の額を特例として定めるもので、配偶者1万円、子8,000円、父母等6,500円、職員に配偶者がいない場合の子1万円、父母等9,000円となる旨を規定しているものでございます。

また、平成29年度は配偶者のいないときの子、父母等の加算があるため、配偶者のない職員となった場合や職員が配偶者を有するに至った場合、その旨を任命権者に届け出なければならないことを規定しているものでございます。

続きまして、議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定に

についてご説明申し上げます。

議案件名簿の10ページをお開きください。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の17ページをお開き願います。

上段に記載してあります給与表関係は、人事院勧告に基づき職務の階級ごとに400円を引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ「0.425月」に改めるもので、これに伴いまして、期末・勤勉手当の年間支給割合は2.25月となるものでございます。

さらに、平成29年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして、それぞれ「0.4月」に改めるものでございます。

期末・勤勉手当の支給割合の経過につきましては、17ページからの表をご覧いただきたいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の18ページ、19ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

本条例改正の組み立て方につきましても、勤勉手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただいております。

第5条第1項は、表中の給与月額をそれぞれ400円引き上げるもので、同第3項は再任用職員に対する勤勉手当の月数を規定しており、「100分の42.5」に改めるものでございます。

第2条では、平成28年度以降の勤勉手当につきまして、先ほど第1条で改正した「100分の42.5」を「100分の40」に改め、6月期及び12月期における再任用職員の支給月数をそれぞれ100分の40とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の11ページに戻っていただきまして、附則でございますが、附則第1項及び第2項は、この条例の施行期日を定めておりまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行するもので、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の下田市職員の再任用に関する条例、第5条第

1 項の規定は、平成28年4月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の20ページをお開き願います。

改正の内容は、現行の給与表を1級、2級それぞれ1,000円増額改定するとともに、平成29年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ「0.625月」とするもので、年間支給割合は0.1月増の3.25月となるものでございます。

期末手当の支給割合の経過につきましては、20ページ下段の表をご覧いただきたいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の21ページ、22ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

第6条第1項は、任期付職員の給与月額を1級、2級につき、それぞれ1,000円引き上げるものでございます。第7条第2項は任期付職員に対する期末手当の月数を規定しており、6月及び12月支給月数をそれぞれ100分の162.5とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の13ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでのご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第78号から議第81号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております4件について、一括質疑を許します。

7 番 大川君。

○7 番（大川敏雄君） 議第78号の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質問を2点ほどさせていただきます。

市長に質問をいたします。

まず第1点目は、この市の三役の給料、あるいは議員の報酬額、またさらには今回提案となっている期末手当については、長年の間、同時期の改定がされてきたと記憶しております。私は、この慣行は非常に評価できるものと思っているわけであります。今回、市の三役は引き上げないと、議員のみ引き上げを今回提案がされたのは、これは私、長年議員をやっておりますが、初めてであろうと思います。したがって、今回、何ゆえに市三役の期末手当を見送ったのか、その理由について市長から答弁いただきたい。

2つ目には、先ほど課長から提案がありました、やはり期末手当については過去、平成26年、27年、2カ年間にわたって人事院勧告があった、それを勘案してあったけれども、この改正を見送ってきたと、今回3回目だと。こういうことでございますけれども、いわゆる議員の期末手当の改正は、市内経済、市民生活及び市の財政状況を勘案して決定していくべきだと、私は議員の場合は思うわけであります。

そこで、実情は、例えば市内経済、下田市の基幹産業である観光業を見ても、10年前の平成18年と対比した場合、現在、それにも至っておりません。むしろ一口で言えば、低迷状態にあると言わざるを得ません。

それから、市民生活を見た場合に、代表的な事例として生活保護の実態を見れば、平成27年度保護率がいわゆる1.68ということで、従前も同じでございますが、県下23市中の第2位であります。

そこで、細かく見てみますと、扶助状況を見ますと、延べの世帯があの23年の東日本大震災のときに3,062世帯対象がございました。平成27年、昨年の実態は3,917世帯であります。何と900世帯も減っていると、23年度は震災があったわけですから、従前とその前に比較したら、さらに悪くなったわけですが、今この4年間を見ただけでも9,000世帯増えている。そして、この扶助金額の総額を見た場合、東日本大震災の場合には決算で5億2,000万円ありました。平成27年度は7億です。1億8,000万も増えているわけです。そういうことが、これも極端な例でございますけれども、市民生活にはあると。

財政状況を見た場合に、この4カ年間ぐらいを見ますと大体減っておりまして、30億前後です、一口で。いわゆるこの数年、この税務課が税務関係のこの収納率というのは非常に上

がっているわけです。上がっているけれども、実は総額においては減っていると、こう言っても過言でないと思います。そういう財政状況です、市では。

そういうようなことで、必ずしも今の下田市が置かれている状況は、従前とこの東日本大震災を受けた以降、いろいろと努力してはきたけれども、残念ながら厳しい状況があると言わざるを得ないわけであります。

そういう視点から、私自身としては、これはそういうことを考えると、この非常勤特別職の議員の期末手当だけをほんのわずかでありますけれども、増やすことは、市民感情としてはなかなか受け入れることができない状況ではなかろうかと思いますが、この点についての私の認識について、市長はどう受けとめておるか、回答願いたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 大川議員おっしゃるとおり、非常に財政状況は進展しない、停滞気味であるということは承知をしております。

また、それに伴いまして、市民の感情はいかかなものかというご質問でございましたけれども、私自身としては、議員の士気を高揚するために、今年度はこれぐらいの数字のものは上げていいんじゃないかというふうな感覚を持っております。市三役につきましては、私と副市長はまだ就任したばかりでございますので、そういった観点から、教育長も、今回は見送るということで同意をしております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7 番。

○7 番（大川敏雄君） これは、市の三役のこの期末手当の引き上げについての提案をされなかったことについては、私は結論として評価しています。後段で言ったように、こういう状況なので、昨日市長になったとか、あるいは教育長に昨年なったとか、そういうことでなくて、いわゆる今まで私はずっと見ていて、市長提案がなくて、議員だけの期末手当をやるとするのは、士気高揚というけれども、これは今の市民感情からしたら、大変私は異議があるところじゃなかろうかと思います。

市長はそういうことで、私はそういう意味では、今の答弁ではなかなか納得できないと。あわせて、私が今この市内の経済、あるいは市民生活、財政状況、こういった状況を代表的というか、取り上げ方が極端かもしれないけれども、この数字だけを見ても、やはり今回本当に経過はよく私もわかるんですけども、自分としては今回我慢して遠慮するのが道ではなかろうかと、こう思うわけです。

そういうようなことで、もう一度、財政状況というか、今の置かれている市民のこの状況というものを市長は選挙を通じてどう認識をしているか、再度お尋ねをします。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 非常に市民感情としては、現在の経済状況については改善してもらいたいというふうな感情が強く伝わってきております。これから、市としても経済状況をよくするために鋭意努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7 番 大川君。

○7 番（大川敏雄君） 市長の答弁に理解しようと思っているんですけども、どうも納得できないと。したがって、良識ある委員会においての審議の結果を期待して、やめます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑、ありませんか。

13番 沢登君。

○13 番（沢登英信君） 今日の不況は大変な事態であります、その特徴はやはり消費が低迷をしている、こういうところではないかと思えます。大変な長時間労働の末、東大出の24歳の高橋まつりさんが自ら命を絶たなければならない。あるいは、関西電力の40歳の若手の原発を延長しようという、この課長さんが自ら命を絶つ、大変深刻な問題も絡んでいようかと思えますが、やはり今日の経済を改善をしていくということになりますと、働く人たちの給与が引き上がっていく、こういうことが必要だろうと思うんです。したがって、総理大臣自身も経済界の責任者に賃金を引き上げてほしいと、こういうことを要請をしているところだろうと思えます。

そういう中で、公務員の賃金を人勸が引き上げていこうと、このこと自身が今日の低迷した消費生活を下支えしていこうということにもつながってまいらると思うわけです。一面的にある特定のところを取り上げて、経済が不況であるので給料を抑えようということになりますと、全体の消費生活はより一層低迷していってしまう。観光地下田にとっては、働く人たちの給料が引き上がっていく、こういうことはむしろ関心を高めていかなければならない、こういうぐあいに私は思います。

そういう観点から、人勸がやっと出されて、しかし、その人勸が持っております問題点は、この扶養手当の部分配偶者と子供との関係を検討していくと、このことによって結果として、扶養手当がどうなっていくのかということが大きなポイントの一つだろうと思うんです。

質問の内容は、28年度、あるいはこの30年度の試算が出ているのであれば、市の職員に対

する扶養の金額は、総額がどのようになっていくのか、あるいはモデルケース的なものを検討しているのであれば、その経過をお示しをいただきたい。

それから、もう一点は、市の職員、あるいは任用期限付、こういうことで増額改定案が出されているわけですが、245人でしたか、市の職員全体が4人かと思いますが、150人からの臨時職員、あるいはパート職員の皆さんの労働によって、奉仕によって支えられているというのが、市のサービスの実態だろうと思います。当然、この臨時職員の給与、あるいはパート職員の給与の引き上げもこれに合わせて検討すべきだろうと私は思うわけです。それで、パート職員等のボーナス、期末手当はどうなっているのか。そして、それらを引き上げていく検討をする考えがあるのかという点についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

なお、人勤に伴って議員報酬の期末部分を0.1%引き上げる、金額で言えば29万ですから0.12%、2万9,000円ほど引き上げると、こういうことになるかと思うんですが……

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） 違いますか。15%、加算率もあるからということですね。加算率は、すみません。加算率につきましては、この表をいただいていますけれども、下田市だけではなくて全てのこの静岡市初め、県内の都市は加算率をつけていると、静岡市について言えば20%だと、焼津市については45%だと、賀茂郡、下田を含めまして15%の加算率ということになっていようかと思いますが、実態的にはこの現在の下田市の期末、現行は3.1%だと、この県下の中でも一番低いほうと、こう言っていいかと思うわけであります。

こういう状態の中で、0.1%引き上げていこうという姿勢は、当然僕は必要なものだと、市内経済が低迷しているから、これも引き上げてはいけないんだということではなくて、むしろ引き上げていただくものはきっちり引き上げていただき、それは議員として、市政に、あるいは市経済に貢献するという形でお返しするのが筋であって、格好をつけて給料を引き下げればいいんだと、あるいは報酬は低ければ低いほどいいんだと、こういう議論というのは、とてもいただけないと私は思うわけでありますが、これらについての見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 1点目の、扶養手当の今回の段階的に引き上げと引き下げがありますけれども、それに伴う影響額ということだと思いますけれども、扶養手当につきましては、基本的には上がる人、上がらない人もいますけれども、全体でいきますと、29年度については市の扶養手当の改定に伴いまして、影響する、上がるというような内容となっ

ております。

次に、臨時職員の状況でございますけれども、臨時職員につきましても、今回ちょっと賃金単価を上げております。その上げ方についてですけれども、今回29から上げるということになっておりまして、これまでも人勧に伴って28年度、27年度とも上げたんですけれども、上げるにつきましては、一応周辺の市町の状況をまず調べました。あと、静岡県の最低賃金につきまして、今まで783円だったものが807円となっておりますので、引き上げ率が大体24円程度引き上がっていると、そういったような状況があります。

今回の臨時の単価につきましては、全体を引き上げたという状況で、近隣よりも下回っているところは手厚く上げて、同額程度のところは少し少ないということもありますけれども、具体的にいきますと、一般事務職の日額が現在6,510円というものが6,590円ということで、日額80円上げたというような状況です。

周辺と比べて、若干安いと思われる保育士とか幼稚園のところにつきましては、担任を持つ場合が240円のプラス、あと、有資格者の場合には220円のプラス、保育士の無資格者の場合も210円のプラスというような形で、若干手厚く上げたというような状況でございます。

それと、県内の議員の報酬とか期末手当等の状況でございますが、下田市につきましては、県内、市の中で、支給月数が3.1ということで今のところ最低という形になっております。町を入れても、下から数えて何番目というような状況です。その根拠となります報酬額につきましても、市の中でいけば下から3番目という状況でして、なおかつ、支給月数についても3.1というのが県内の市の中では最低という状況となっております。

なお、27年度におきましても、0.1月分の改正見送りということを行っておりまして、26年度につきましても0.15月の改正を見送っているという状況となっておりますので、今回その分まで入れてということではなくて、0.1月分と、今回のものだけの改正は必要ということで提案させていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 今回の報酬引き上げは人事院勧告ということですので、国がやるのに倣って、下田市も人事院勧告に基づいて報酬をアップするというふうなことです。それ自体としてはやむを得ない面もあるんですが、ただ、これは人事院勧告の基準となるのが50人以上の従業員を抱えている会社、企業、そういうところを、あるいは50人から100人、100

人から500人、そういうふうな規模の企業の平均給与を算定基準としているわけなんですよ。じゃ、下田市にそんな企業が幾つあるのかと。これも毎回お聞きしているんですが、下田市の所得者の平均給与というのはどのぐらいなのか。これ市のほうに聞いても、全然わかりませんという答えだけなんです、そういうことすらも市は把握していないというふうな状況で、全国に合わせて報酬を上げていくということがどういうことなのかというふうなことについて、一つ大きな疑念を持っております。

先ほども下田市の経済状況はすごく悪いんだと、低迷している、停滞しているというふうな話がありましたが、私もそのとおりだと思います。そこを何とか今の状況を打破していく、市民に恵みを与えるような、そういうふうな政策を一方において提示しなければ、市の職員だけ、あるいは市議会議員だけ、報酬を若干上げていくということがどういうふうな意味を持つのかと、非常に私としてはじくじたるものがあります。そこら辺のところの現状と下田市の給与所得者の平均的な状況は今どのようになっているのか、市はどのように把握しているのかということ、まず1点お聞きしたいなというふうに思います。

それと、再任用のことなんです、前に再任用の条例をつくるときに私は反対した者なんです、むしろ再任用というか新しい人、若い人たちを採用したほうが、これからの下田市のためにもいいんじゃないかというような観点から反対したんですが、現在再任用者はどのぐらいの人がいて、どういうふうな状況にあるかということについて、お聞かせください。

以上です。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 1点目の、下田市の企業というところでやれないのかというようにことですけれども、あくまでも単なる統計データとして市内の企業調査をするということは可能とは考えておりますけれども、それを人事院というものの勧告にかえることはできないというふうに考えております。

基本的に、公務員、地方公共団体の公務労働者、人事院のあり方自体が公務労働者におけます労働基本権の制約の代償措置と、要するにスト権とかそういったところですが、そういったことになっておりまして、私の考えとしては、職種としては、やはり今後、公務員としてそれを採用していくと、そういったことも考えても、職種としての公務労働者の中での均衡は図っていくべきであると考えております。最近、採用状況を見ても、民間の景気がいいこともありまして、なかなか優秀な人材が集まってこない、競争率もかなり落ちているという状況でございまして、他市町とかと極端に落とすことにつきましては、それは採

用と優秀な人材を獲得するという面でも弊害が出てくるのではないかと思います。

ただ、下田市内でいけば、それはいい給与であるということはおのこの職員が自覚して、それはそれに見合った仕事をするというのが公務労働者としての当然の役割であり、義務であると考えておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

再任用職員ですけれども、現在は、再任用職員はいません。いないです。昨年、この7月末まで1人いたんですけれども、ちょっと都合でやめましたので、去年は2人いたんですけれども、この4月からは1人の状況で、7月いっぱいでもその方もやめられて、今再任用はいない状況となっております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 再任用がないということがいいことなのか悪いことなのかよくわかりませんが、とにかく新しい、若い人をできるだけ採用する方向でやっていただきたいというふうに思います。

それと、議員報酬、0.1期末手当を上げるということなんですが、今の下田市の状況を見ると、経済も大分停滞している。それなりの賞与をもらって一生懸命頑張ればいいんじゃないかというふうな意見もありますが、なかなか今の状況を打破していくだけの、私もいろいろ議員として提案はしていきたいと思いますが、市としてもそういうふうな市民に夢を与えるような、こういうふうにしたら下田市はこういうふうにくんだよというふうな明確なビジョンを持って一生懸命やっていかないと、結局、市だけ、職員だけ上がってきても、市民生活は全然停滞していく、市民の所得がどんどん落ちてくるというふうな状況に今ありますので、ここら辺のところをしっかりと考えていっていただければなというふうに思います。これは要望です。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第78号議案から議第81号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前 11 時 5 分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第 82 号～議第 87 号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 82 号 平成 28 年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）、議第 83 号 平成 28 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 84 号 平成 28 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、議第 85 号 平成 28 年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議第 86 号 平成 28 年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 87 号 平成 28 年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 6 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、議第 82 号から議第 87 号までの各補正予算につきまして、一括してご説明申し上げますので、お手元にあさぎ色の表紙の補正予算書と補正予算の概要、それから水色の表紙の水道事業会計の補正予算書をご用意いただきたいと思います。

このたびの補正予算は、先ほど総務課長より説明がございましたが、一般会計におきましては、議第 78 号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う市議会議員の期末手当、そして議第 79 号 下田市職員の給与に関する条例の一部改正及び議第 80 号 下田市職員の再任用に関する条例の一部改正に伴う職員の給料及び勤勉手当の改正による補正の増額変更のための補正でございます。

なお、議第 81 号 下田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきましては、任期付職員は現在任用されておりませんので、適用が平成 29 年度からとなるものでございます。

また、国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計及び水道事業会計に係る補正予算は、職員の給与に関する条例の一部改正議案に伴います職員給与及び勤勉手当の改正に係る補正予算でございます。

それでは、まず議第 82 号 平成 28 年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億9,733万円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の2ページから7ページ、記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の47ページをお開きください。

議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億3,330万1,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の48ページから51ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の67ページをお開きください。

議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,587万2,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の68ページから71ページ、記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の89ページをお開きください。

議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,728万8,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの

金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の90ページから93ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書109ページをお開きください。

議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるということで、補正予算書の110ページ、111ページ、記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、水道事業会計につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、水色の補正予算書をご用意いただきたいと思います。

まず、1ページの議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、今回の人勧に伴います所要額として、第3条収益的支出に記載の81万6,000円、第4条資本的支出に記載の9万7,000円の合計91万3,000円の増額補正をするものであり、このことから、第5条により職員給与費を「8,382万5,000円」を「8,473万8,000円」に改めるものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

給与費明細書におきましては、給与費等欄のとおり、給料手当等法定福利費の増額補正によるものでございます。

内容等につきましては、補正予算の概要にて一括説明をさせていただきます。

それでは、お手数ですが、補正予算の概要のほうに移っていただき、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、概要、2ページ、3ページ、一般会計の歳入からでございます。

総務課関係、20款4項4目21節雑入5万2,000円の増額は、補正内容等欄記載の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費の改定分の受入金でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願います。

4ページから9ページにかけてが、今回の歳出の補正でございます。一般職級以外のところを説明させていただきます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務のうち、議員期末手当44万3,000円の増額に

つきましては、市議会議員13名の期末手当でございます。

飛びまして、企画財政課関係、12款1項1目予備費1,161万8,000円の減額は、今回の補正財源でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

市民保健課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金24万4,000円、3款8項1目1950介護保険会計繰出金34万5,000円、3款9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金10万2,000円の増額は、給与改定に係る職員人件費分の一般会計からの繰出金でございます。

飛びまして、10ページ、11ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計の歳入でございます。

9款1項1目2節事務費等繰入金24万4,000円の増額は、給与改定に係る職員人件費分の一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されております職員の給与改定の所要額でございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

介護保険特別会計の歳入からでございます。

介護保険特別会計において措置されます地域支援事業の包括的支援任意事業に係る職員人件費につきまして、国・県の交付金が措置され、今回の給与改定分について国が約5分の2として10万円を、県が約5分の1として5万円を交付し、下田市が約5分の1として5万円を負担し、残りを保険料で賄うことになっており、その分につきましては歳出予備費で対応することとなっているものでございます。地域支援事業以外の職員給与改定分は一般会計の負担するところとなり、29万5,000円を繰り出すものでございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されております議員の給与改定の所要額でございます。補正額は55万円となっておりますが、予備費を財源として充てている関係で、予備費を加えますと所要額は49万5,000円となるものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。

3款1項1目1節事務費等繰入金10万2,000円の増額は、給与改定分に係る一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されております職員の給与改定の所要額でございます。

16、17ページをお開きください。

下水道事業特別会計は、歳出予算の補正のみでございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されています職員の給与改定の所要額で、財源につきましては予備費で調整でございます。

18、19ページをお開きください。

水道事業会計の補正予算でございます。

1の収益的支出に措置されています職員の給与改定の所要額は81万6,000円でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

2の資本的支出に措置されています職員の給与改定の所要額は9万7,000円でございます。給与改定に係る所要額の合計は91万3,000円で、収益的支出におきましては当年度純利益を減額し、資本的支出におきましては補填財源に減債積立金等を充てるものでございます。

22、23ページをお開きください。

今回の給与改定に係る所要額等の会計別一覧表の一般会計の分になります。

最上段の一般会計でございますが、対象職員211名分の人件費で、給与改定に伴う分が給料で175万8,000円の追加、職員手当で742万8,000円の追加、共済費で134万7,000円の追加、退職手当負担金で3,000円の追加となり、一般会計としましては1,053万6,000円の追加となるものであります。この財源の手当てといたしましては、雑入で5万2,000円及び歳出予備費によりまして対応するものでございます。

2段目の国民健康保険事業特別会計につきましては、対象職員5名分の人件費で、記載のとおりで、合計としましては24万4,000円の追加となるものでございます。この手当といたしましては、一般会計からの繰り入れにより措置されるものでございます。

3段目の介護保険特別会計でございますが、対象職員11名分の人件費で、総額55万円の追加となるものでございます。この手当といたしましては、先ほど申しましたように、国・県からの補助金及び一般会計からの繰入金及び予備費での調整となります。

4段目の後期高齢者医療特別会計でございますが、対象人員2名の人件費で、総額10万2,000円の追加となるものでございます。この財源手当といたしましては、一般会計からの繰り入れにより対応するものであります。

5段目の下水道事業特別会計でございますが、対象職員4名の人件費で、総額20万4,000円の追加となるもので、この財源を予備費で調整するものであります。

6段目の水道事業会計は、対象職員11名分の人件費で、総額91万3,000円の追加となるも

のであり、3条、4条おのおの調整となるものでございます。財源手当いたしましては、3条は収益的支出において当年度純利益を減額、4条につきましては損益勘定留保資金の調整及び減債積立金の取り崩しを予定しております。

合計で、一般職244名分の人件費として、給料で210万8,000円の追加、退職手当で888万3,000円の追加、共済費で155万5,000円の追加、退職手当組合負担金で3,000円の追加となしまして、合計1,254万9,000円の追加となるものでございます。

特別職関係の説明に移らせていただきますので、お手数ですが、補正予算書、こちらの40ページ、41ページの特別職に係る給与費明細書をお開き願います。40、41ページになります。

今議会に上程の市議会議員の期末手当に係る条例の一部改正に伴う議員13名の期末手当の年間支給率改定等による明細書でございますが、一番下段の増減の欄をご覧いただきたいと思います。

まず、期末手当の年間支給率が3.10月分から3.20月分に、0.10月分引き上げとなり、期末手当の額で44万3,000円の増額となるものでございまして、特別職の合計も44万3,000円の増額となるものでございます。

以上で議第82号 下田市一般会計補正予算（第4号）から議第87号 下田市水道事業会計補正予算（第2号）までの計6件の補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第82号から議第87号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております6件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第82号議案から87号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより委員会審査をお願いし、明日本会議を午前10時より開会いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時22分散会